

輪島市監査公表第 13 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年2月22日

輪島市監査委員 向 憲 龍

輪島市監査委員 坂 下 幸 雄

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年2月10日（木） 生涯学習課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から12月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○生涯学習課では、「市民自ら学んで行動する」をテーマに掲げて生涯学習の推進に取り組んでいるとの説明を受けた。業務については、スポーツの振興、公民館活動、男女共同参画社会の推進及び青少年の健全育成に関すること等多岐にわたっている。限られた職員が、協力しながら幅広い業務に取り組んでいることが認められた。

○男女共同参画社会の推進について、輪島市ではあまり進んでいないとのことだが、各種イベントや広報誌の活用により知恵を出し合って取り組んでいただきたい。

○図書館の積極的な利用促進策として、様々な取組についての説明を受けたが、その一環として、市内の新小学一年生を図書館に招待することにより利用者数が増加するよう願っている。また、本を返さない利用者に対しては、早期にその理由を調査し厳しい対策を取るべきである。

○補助金については、各部門が問題点を取り上げて話し合っているとの説明を受けたが、今後補助金の要求が増えると予想されるため、少ない予算で大きな成果が上がるよう工夫し、交付後の途中経過を確認することも大切である。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年2月10日（木） 学校教育課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から12月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○学校教育課の業務は、学校の管理運営・指導、環境衛生、学校給食及び教育研究所に関すること等多岐にわたっている。また、学校教育研究や学力向上推進の事業については、教師の意識付けに効果があったとのことであり、今後とも推進されたい。

○補助金については、実績報告書の提出が遅れないように指導しているという説明であったが、交付後の途中経過を確認することや、補助金の精査にも力を入れていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①貸付金の滞納繰越分について

門前高等学校奨励金貸付金の滞納繰越金については、本人やその家族と連絡が取れない状況とのことである。未収金の解消に向けて督促状は文面を工夫し、定期的を送付するようにしていただきたい。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年2月10日（木） 公平委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から12月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公平委員会には、今までのところ職員から不利益・不服の申し立てはないとのことである。しかし、全国的には申し立ての事例があり、あらゆる場面に対応するために、公平委員会連合会総会で行なわれる講演や、全国的な会報及び他自治体職員との交流等により知識を深めるよう努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。